

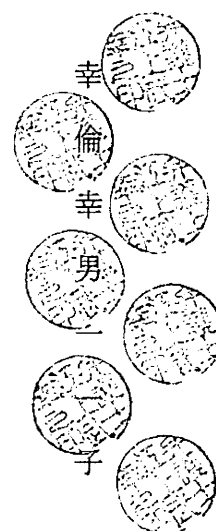
令和2年(ワ)第7369号事件 不当利得・損害賠償請求事件
原告 濱 中 勇 志
被告 株式会社読売新聞大阪本社

2020年12月7日

準備書面(1)

大阪地方裁判所 第24民事部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士	江	上	武
同	毛	利	
同	小	林	正
同	青	木	歳
同	田	上	普
同	佐	藤	潤
同	鍋	島	典



(目次)

第1 押し紙の定義

第2 求釈明(その1)に対する回答

「定数」・「必要部数」・「押し紙」・「仕入れ単価」・「押し紙率」の
根拠および証拠

第3 求釈明(その2)に対する回答

「注文部数超過行為」・「減紙拒否行為」・「注文部数指示行為」の行為
の具体的な主張及び証拠

第4 被告に対する求釈明

第1 「押し紙」の定義

原告の「押し紙」の定義は、以下のとおり、独占禁止法の新聞特殊指定の「押し紙」と同じである。

1 独禁法の不公正な取引方法の禁止

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号・以下「独禁法」という。）は、第19条で事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止している。「不公正な取引方法」は、全ての業種に適用される「一般指定」と特定の業種に適用される「特殊指定」がある。

なお、特殊指定の適用が一般指定よりも優先的に適用されるが、一般指定の適用が排除されるわけではない。

2 新聞特殊指定

第二次世界大戦後の混乱期、紙の統制令が撤廃されると新聞の拡販競争が激化し、景品による顧客獲得競争が異常な程に加熱し、特に読売新聞が景品の取締りに反対しつつ、大阪に進出するに際して景品に多額の資金予算を投じて顧客を他社から奪う作戦に出て独禁法違反で提訴されるなどしたため、新聞業界内から規制を求める声が高まり、一般指定によるのではなく新聞特殊指定を行い、新聞業界における不公正な取引方法を規制することにした。

(1) 「新聞特殊指定」（昭和30年12月29日公正取引委員会告示第3号・以下「昭和30年告示第3号」という。）

昭和30年告示第3号は、新聞業における「不公正な取引方法」として、「①新聞購読者に対する景品、招待付販売、②新聞購読者に対する無代紙又は見本紙の配布、③地域又は相手方による差別的対価又は差別的割引価格の設定、④新聞発行業者の新聞販売業者に対する押し紙」を指定した。

④の「押し紙」は「新聞の発行を業とする者が、新聞の販売を業とする者に対し、その注文部数をこえて新聞を供給すること。」をいい、「注文部数」とは「販売店が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数」を意味すると解された。

「押し紙」を不公正な取引方法として禁止したのは、販売店の新聞社に対する従属的あるいは封建的取引関係を改善し、信義誠実の原則にもとづくいわゆる「自由増減の原則」を確立し、もって、新聞販売における公正な競争の維持と促進を図ることが目的である。

なお、本件訴訟において被告は「注文部数」とは、「販売店が被告に注文する部数」であり、「注文部数に応じた新聞を供給するのは押し紙にはあたらない。」との主張を行うことが予想される。

そのため、新聞特殊指定にいう「注文部数」は、販売店が発行本社に注

文する部数を意味するのではなく、「実配数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数」と解釈されていたことについて、原・被告間であらかじめ共通理解を図っておくことが重要である。

よって、被告に対し上記の「注文部数」の定義について、どのように理解しているのか釈明を求める。

(2) 昭和39年10月9日公正取引委員会告示第14号(以下、「昭和39年告示第14号」)

昭和37年5月の景品表示法の制定に伴って、新聞特殊指定の景品類の提供に関する部分が同法による規制に切り替えられたため、昭和39年告示第14号により改訂がなされた。

その際、「注文部数(注:新聞販売店が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数)」について、「正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等」について、その運用にあたって様々な問題が生じているため、社団法人日本新聞協会(注:読売新聞社は、当時も現在も同協会の中心的な会員である。)は、新聞販売店の意向を参酌し「注文部数」の解釈基準を定め、その解釈基準について公正取引委員会の見解を求めた。これに対し、公正取引委員会は、「注文部数」の解釈運用にあたっては日本新聞協会の上記解釈基準を参考とする」旨を回答した(昭和39年6月5日39公取第75号「『新聞業界における特定の不公正な取引方法』第4項の『注文部数』の解釈について」)。

社団法人日本新聞協会が定めた「注文部数」の解釈基準(は下記の通りである。

記

① 「注文部数」とは、新聞販売業者が新聞社に注文する部数であって新聞購読部数(有代)に地区新聞公正取引協議会で定めた予備紙等(有代)を加えたものをいう。

② 新聞社は新聞販売業者に対し、その「注文部数」を超えて新聞を供給してはならない。

③ 新聞販売業者は、新聞社に対し、「注文部数」を超えて新聞を注文しないものとする。

(注)

(1) 新聞購読部数(有代)とは、戸別配達部数、郵送部数及び即売部数をいう。

(2) 「予備紙等(有代)とは、予備紙のほか月末予約紙、月初おどり紙をいう(注:予備紙について、各地区新聞公正取引協議会はモデル規約を参考に新聞購読部数の2%を超えない範囲と定めた。)

(3) 新聞社は次の場合、翌月これを補正する。

(イ) 計算書に記載した請求部数の前後に部数移動のあった場合

(ロ) 新聞社と販売店間の連絡上の手違いのため新聞者が『注文部数』と異なっ

て新聞を供給した場合」

(3) 平成11年6月10日公正取引委員会告示第9号(以下、「平成11年告示第9号」)

① 北國新聞社事件の発生

平成4年5月ころ、北國新聞社が朝刊について発行部数を大幅に拡大するため、約3万部増紙して30万部にすることを内容とする「イーグル作戦」と称する増紙計画を策定し、新聞販売店に販売方針として周知し、同計画に基づき、毎月、大部分の新聞販売店に対して、注文部数

(注：新聞販売店が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数)を著しく上回る部数を翌月の仕入目標部数を翌月の目標部数としている事案が発覚した。

公正取引委員会は、前記事案は販売店に注文部数(注：販売店経営に必要な部数)を超える新聞を供給するもので、昭和39年告示第14号の「押し紙」に該当するとの判断を示した。

なお、公正取引委員会が北國新聞社に対し、押し紙当を排除するために命じた措置は下記の通りである。

記

- 「① 北國新聞社は、新聞販売店に対し、同社が定める取引の目標部数を提示して目標部数を提示して、注文部数(注：販売店経営に必要な部数)を超えて新聞を供給することをやめるとともに、新聞販売店が注文部数を自主的に決定するようにするための措置を講じること。
- ② 同社は、前記①に基づいて採った措置を新聞販売店に周知徹底させること。この周知徹底の方法については、公正取引委員会の承認をうけること。
- ③ 同社は、前記①及び②に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。」

公正取引委員会は、北國新聞社事件の事案処理の過程で他の新聞社も同じように何らかの方法により販売店の注文部数自体を増やすようにさせた上、その指示した部数によって注文させ、押し紙禁止規定の脱法行為を行っている疑問が浮上したため、社団法人日本新聞協会に対し、加盟の新聞社に対し新聞販売業者との取引方法等について自己点検を行うよう指示することを求め、そのような行為が新聞特殊指定の押し紙として規制の対象であることを明らかにするため、平成11年7月21日公正取引委員会告示第9号3項の「押し紙」禁止規定を下記のように改めた。

記

- 「一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること(販売業者が

らの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。) 二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。」

なお、「販売業者からの減紙の申出に応じない場合を含む」との文言を書き加えたのは、注文部数を超えて新聞を供給する行為の中には、販売店からの減紙の申出に応じない場合が含まれることを明らかにしたものである。

第二号は、旧指定では禁止の対象とされることが明確でなかったため、北國新聞事件のような脱法行為を許した反省から、「新聞社が販売店に注文部数を増やすようにさせた上、その部数を供給する行為」も押し紙として禁止されていることを明記することにした。

なお、公正取引委員会は、北陸地区公正取引協議会で定めた「予備紙は新聞購読部数の2%を超えない範囲」との定めについて、その基準が定められたときの市場と現在の市場の状況では、必ずしも2%の範囲内で対応できない新聞販売店が存在しているとして、北國新聞事件においては、「予備紙」の解釈については一律に2%の範囲内との規定を適用せず、「新聞販売店が新聞販売を確保する上で必要な部数」を予備紙として、違反行為の認定を行っている。

公正取引委員会は平成11年告示第9号の改訂により、北國新聞社事件のような事件が再び発生しないことを期待したが、原告訴訟代理人が知る限りでは、熊本日日新聞等の一部例外を除き、ほとんどの新聞社がその後も押し紙を続けている。

そのため、押し紙の仕入れ代金の支払いに経営を圧迫され多額の負債を抱えて倒産する販売店が続出するのを未然に防止するため、司法権の発動が強く求められている。

第2 求釈明（その1）に対する回答

1 訴状別紙一覧表記載の「定数」・「必要部数」・「押し紙」・「押し紙率」・「仕入単価」の根拠

(1) 「定数」の根拠

定数は、被告の原告に対する供給部数であり、請求書の「新聞代・補助・諸口内訳」（甲Aの3号証の1～18）の「当月新聞代・部数」に記載された部数である。毎月2280部で増減はない。

(2) 「必要部数」の根拠

必要部数は、実配数に適正予備紙2%加えた部数である。

ちなみに、平成29年1月の「実配数」は「正規部数」1095部と「補正部数」50部と「読売新聞即売」6部を加えた計1151部であり、これに適正予備紙率2%を掛けた24部（ $1151 \times 0.2 = 24$ （少数点以下切り上げ））を加えた1175部が「必要部数」（注：新聞特殊指定の「注文部数」と同義）である（甲A2号証の1参照）。

「正規部数」は定価で販売する部数、「補正部数」は定価以下の金額で販売する部数である。

(3) 「押し紙」の根拠

押し紙は、定数から必要部数を引いた部数である。ちなみに、平成29年1月の押し紙は1105部（2280部－1175部）である（甲A2号証の1参照）。

(4) 「押し紙率」の根拠

押し紙率は、押し紙の定数に占める割合である。ちなみに、平成29年1月の押し紙率は48.46%（ $1105 \div 2280$ ）である。

(5) 「仕入れ単価」の根拠

「仕入れ単価」は、請求書の「当月新聞代・単価」に記載された単価である。毎月の単価は1845円で増減はない（甲A第3号証の1～18）。

2 証拠

甲A第2号証の1～18として提出済みである。

第3 求釈明（その2）に対する回答

読売新聞各社（被告を含む）は、発行部数1000万部の目標達成と部数の維持という部数至上主義に基づく経営方針のもと、これまでも、現在もその犠牲を販売店に押し付けている。原告は、そのような、読売新聞各社の独禁法違反の押し紙は、「公序良俗違反であり無効であること（主位的請求原因1）」・「押し紙をしないという販売店契約上の義務違反であること（首位的請求原因2）」・「独禁法違反の押し紙であり、民法上は不法行為に該当すること（予備的請求原因）」を各主張している。

被告は原告に対し押し紙の詳細について具体的な主張及び証拠を示すようにとの釈明を行っているが、それは、原告主張の請求の内、予備的請求の不法行為を基礎づける原因事実を明らかにするようにとの釈明と理解している。なお、読売新聞各社の押し紙の最大の原因である、読売新聞の発行部数1000万部の増紙目標の達成と、その部数維持を至上命題とする販売店政策に関しても、可能な限り補足説明しておくこととする。

1 読売新聞の部数至上主義

(1) 渡辺恒雄社長の販売第一主義の宣言

平成3年(1991年)7月、渡辺恒雄社長(当時・以下同)は、東京・紀尾井町のホテル・ニューオータニで開かれた東京読売会と読売七日会の平成3年度販売総会で「販売第一主義」を宣言した。

(2) 1000万部目標達成の号令

平成4年(1992年)7月、小林与三次会長(当時)は、前記ホテルで開かれた上記平成4年度販売総会において、「1000万部はどうしても実現しなければならない。皆さんの協力を切に願います。」と訴えた。

また、渡辺恒雄社長は、「戦いはこれからである。再来年(94年)11月の創刊百二十周年までには是非とも1千万部の大台を達成して、読売新聞のイメージをさらに高め、広告の増収に貢献、経営体質を不動のものにしたい。現在、本社の全国部数は約980万部だが、今後2年余で30万部の増紙をしたい。1千万部を達成といっても、少し手を抜けば990万部になる。一度1000万部を達成したら、2度と1000万部を切らぬようにするためには、押し紙、積み紙、無代紙を完全に排除したうえで、1000万部以上を確保しておかなければならない。それにはどうしても30万部の増紙が必要だ。戦いは容易ではない。皆さんの指導力、経営力に頼るほかはない。」との訴えを行った。

* 渡辺恒雄氏が「押し紙、積み紙、無代紙を完全に排除したうえで、1000万部以上を確保しておかなければならない。」と発言している点に特に注意されたい。この発言は、渡辺恒雄氏が、当時、読売新聞の発行部数に「押し紙、積み紙、無代紙」と呼ばれる販売店経営に必要な部数が含まれていることを知っていたことを示す重要な発言である。

(3) 1000万部の大台目標の達成

平成6年(1994年)5月、読売新聞朝刊は1000万部の大台を超え1001万9985部を記録した。これはABC調査によるもので、前年同月に比べ21万1879部の増加である。

渡辺恒雄氏(当時社長)は、読売新聞120周年記念誌の冒頭に「刊行にあたって」題すると一文を寄稿し、「読売新聞は、一九九四年、ついに徳望の発行部数1千万部(朝刊部数)を達成しました。これは、日刊新聞として、全世界に例を見ない最大部数であります。」と記載している。

(4) 発行部数1000万部体制の維持

読売新聞社は、念願の1000万部の大台を達成したものの、期限内に30万部の新規読者を獲得するために、購読期間2~3ヶ月といった短期

契約を締結するなど、数合わせに焦点を合わせたセール活動が展開され、その結果、短期購読者の契約切れが続出し残紙が発生したが、発行部数1000万部体制を維持するために、減紙は許されず、急速な押し紙の拡大につながっている。

被告を含む読売新聞各社が、公正取引員会が前述の「北國新聞事件」の際に、日本新聞協会加盟の新聞社（注：読売新聞各社は協会の有力な会員である。）に求めた「販売店が注文部数を自主的に決定できる措置」を講じておれば、販売店は1000万部目標達成運動で獲得した短期契約読者等の契約者の購読中止による減紙分の減紙が容易に可能であり押し紙に苦しめられることはなかったが、1000万部体制を維持するという不動の販売政策があり、読売新聞販売店は自由な減紙ができず押し紙が増加して行くことになった。

- * 北國新聞社事件の際、公正取引委員会が北國新聞社に命じた「新聞販売店が注文部数を自主的に決定するための措置」を、被告が講じたか否か釈明を求める。その措置を講じているのであれば、いつ、どのような内容の措置を講じたのか、講じた措置の販売店に対する周知の方法・内容について釈明を求める。

(5) 前記した通り、平成6年（1994年）の1000万部の大台突破以降、読売新聞販売店は1000万部体制を維持するために、自由な減紙が一段と困難になった。パソコンや携帯電話の普及、若者の新聞離れや人口の高齢化、経済不況やマンション等の住環境の変化などにより新規読者の獲得が難しくなり、購読部数が減少しているにもかかわらず、1000万部体制を割り込むことがないように、読売新聞販売店は経営に必要な新聞を仕入れ続けざるを得なかった。

平成19年（2007年）6月19日に言い渡された読売新聞西部本社を相手方とする福岡高裁平成18年（ネ）第868号地位確認等請求事件の判決では、福岡高裁は読売新聞西部本社の販売政策に関して「定数と実配数が異なることを知りながら、あえて定数と実配数を一致させることをせず、定数だけをABC協会に報告して広告料計算の基礎としている態度が見られるのであり、これは、自らの利益のためには定数と実配数の齟齬をある程度容認するかのような態度であると評されても仕方のないところである。」と厳しく批判しているほどである。

2 本件における被告の押し紙行為

(1) YC大門駅前引継（甲A第4号証）

原告は、平成24年（2012年）4月1日から、広島県福山市のYC大門駅前店を前経営者訴外[REDACTED]から引き継いだ。原告は担当[REDACTED]と

同[]の立会いのもと、訴外[]から同店の経営状況の説明を受けた。

実配数は本紙（統合）724部、本紙統合端証147部（内値引き紙29部、サービス紙118部）、即売5部の合計876部であり、これに適正予備紙2%の18部を加えた894部の新聞があれば販売店経営に必要な部数は足りた。原告は、定数が1641部と定められていることから、販売店経営を引き受けるに際し、担当[]に対し747部の押し紙を減紙することを求めた。しかし、担当[]は上司に相談すると返事したものの、被告は4月1日以降も定数1641部の部数を供給し続け減紙の申し入れを拒否した。

これは、減紙の申し出の拒否であるにとどまらず、原告に対し販売店経営に必要な部数を超える部数の新聞を供給する注文部数超過行為であり、自己の指示する部数を指示する注文部数指示行為にも該当する。

(2) YC大門の販売エリアの一部の引継（甲A第5号証）

原告は、平成24年12月1日から隣接店のYC大門の配達エリアの一部を引き継いだ。押し紙は引き継いでいない。当該販売エリアの実際の購読部数であり、本紙（統合）が541部、本紙統合端証が68部の合計609部である。

(3) 訴状別紙押し紙一覧表記載の平成29年1月から平成30年6月までの間、原告が、平成24年4月から平成28年12月までの押し紙の損害賠償請求をしなかったのは、立証に必要な書証が見当たらないため請求の対象から除外しているにすぎない。

原告は、YC大門駅前の販売店経営を始めた平成24年4月の当初から、担当員[]や後任の担当[]に対し、同人等の訪店の都度、原告販売店の経営内容を説明し、販売店経営に必要なのない新聞の供給をしないよう減紙を要求していた。これに対し、被告は減紙の代わりに補助金を増やすなどの対策を講じることを理由に、減紙の申出を拒否し、販売店経営に必要な注文部数を超える部数を供給し、指示する部数（注：「定数」という。）を供給し続けた。

第4 被告に対する求釈明

- 1 被告は新聞特殊指定の「押し紙」・「注文部数」の定義をどのように理解し、主張するのか明らかにされたい。
- 2 被告は、原告ら販売店に注文部数を自主的に決定する権利ないし自由があることを認めるのか否か明らかにされたい。
- 3 被告は、新聞販売店が注文部数を自主的に決定するための措置を講じてい

るか否か明らかにされたい。講じている場合は、その内容および販売店に対する周知の方法について明らかにされたい。

- 4 「定数」・「基数」の定義を説明されたい。
- 5 被告の内容証明（甲A第7号証）に、「濱中氏はY C大門駅前を経営していた間、回答者に対し、長年にわたって部数の増減に関して虚偽の報告を続けていました。」・「濱中氏が上記の虚偽報告を行っていたことを認めるのであれば、話し合いに応じることを検討する用意があります」との記載があるが、「虚偽報告」とは具体的に原告のいかなる行為を指しているのか明らかにされたい。